

岐阜県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について

岐阜県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例等の一部を定めるものとする。

令和六年二月二十二日提出

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(岐阜県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第一条 岐阜県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年岐阜県条例第七十四号)の一部を次のように改正する。

第十一条第三項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第二十七条中第二項を第七項とし、第一項の次に次の五項を加える。

2 軽費老人ホームは、前項の規定により協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるよう努めなければならない。

一 入所者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。

二 当該軽費老人ホームからの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。

3 軽費老人ホームは、一年に一回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、知事に届け出なければならない。

4 軽費老人ホームは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関(次項において「第二種協定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症(同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第八項に規定する指定感染症又は同条第九項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

5 軽費老人ホームは、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 軽費老人ホームは、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該軽費老人ホームに速やかに入所させることができるよう努めなければならない。

第二十八条第一項中「重要事項」の下に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第二項中「前項の」を削り、「同項」を「前項」に改め、同条第三項中「第一項の重要事項について、当該軽費老人ホームのホームページに掲載する等周知に努めなければ」を「原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければ」に改める。

第三十五条第一項中「交付」を削る。

（岐阜県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第二条 岐阜県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年岐阜県条例第七十五号）の一部を次のように改正する。

第十二条第二項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第二十五条の見出しを「（協力医療機関等）」に改め、同条第一項中「入院治療を必要とする入所者のために」を「入所者の病状の急変等に備えるため」に、「協力病院」を「次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第三号に掲げる要件を満たす協力医療機関にあつては、病院に限る。）」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

一 入所者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。

二 当該養護老人ホームからの診療の求めがあつた場合において、診療を行う体制を常時確保していること。

三 入所者の病状が急変した場合等において、当該養護老人ホームの医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

第二十五条中第二項を第六項とし、第一項の次に次の四項を加える。

2 養護老人ホームは、一年に一回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、知事に届け出なければならない。

3 養護老人ホームは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二

種協定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症(同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第八項に規定する指定感染症又は同条第九項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

4 養護老人ホームは、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

5 養護老人ホームは、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該養護老人ホームに速やかに入所させることができるよう努めなければならない。

(岐阜県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第三条 岐阜県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年岐阜県条例第七十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三十一条の二」を「第三十一条の三」に改める。

第十一条に次の二項を加える。

7 特別養護老人ホーム(過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和三年法律第十九号)第二条第二項の規定により公示された過疎地域に所在し、かつ、入所定員が三十人の特別養護老人ホームに限る。以下この項及び次項において同じ。)に岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例(平成二十四年岐阜県条例第七十七号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。)第百三十六条第一項に規定する指定短期入所生活介護事業所又は岐阜県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例(平成二十四年岐阜県条例第七十八号)第百二十四条第一項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所(以下「指定短期入所生活介護事業所等」という。)が併設される場合においては、当該指定短期入所生活介護事業所等の医師については、当該特別養護老人ホームの医師により当該指定短期入所生活介護事業所等の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

8 特別養護老人ホームに指定居宅サービス等基準条例第九十二条第一項に規定する指定通所介護事業所、指定短期入所生活介護事業所等、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。)第二十条第一項に規定する指定地域密着型通所介護事業所、指定地域密着型サービス基準第四十二条第一項に規定する併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所又は指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十六号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。)第五条第一項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設

される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員その他の従業者については、当該特別養護老人ホームの生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

第二十二条の二中「医師」の下に「及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関」を加え、同条に次の一項を加える。

2 特別養護老人ホームは、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、一年に一回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

第二十三条第二号中「第三十一条の二」を「第三十一条の三」に改める。

第二十七条の見出しを「（協力医療機関等）」に改め、同条第一項中「入院治療を必要とする入所者のために」を「入所者の病状の急変等に備えるため」に、「協力病院」を「次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第三号に掲げる要件を満たす協力医療機関にあつては、病院に限る。）」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

一 入所者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。

二 当該特別養護老人ホームからの診療の求めがあつた場合において、診療を行う体制を常時確保していること。

三 入所者の病状が急変した場合等において、当該特別養護老人ホームの医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

第二十七条中第二項を第六項とし、第一項の次に次の四項を加える。

2 特別養護老人ホームは、一年に一回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、知事に届け出なければならない。

3 特別養護老人ホームは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第八項に規定する指定感染症又は同条第九項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

4 特別養護老人ホームは、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、

当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

5 特別養護老人ホームは、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該特別養護老人ホームに速やかに入所させることができるよう努めなければならない。

第二章中第三十一条の二の次に次の一条を加える。

（入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第三十一条の三 特別養護老人ホームは、当該特別養護老人ホームにおける業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該特別養護老人ホームにおける入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的に開催しなければならない。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

第四十条中第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 ユニット型特別養護老人ホームは、施設長に、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めさせなければならない。

第四十二条中「第三十一条の二」を「第三十一条の三」に改める。

第四十五条第十項中「岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成二十四年岐阜県条例第七十七号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）第百三十六条第一項に規定する指定短期入所生活介護事業所又は岐阜県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成二十四年岐阜県条例第七十八号）第百二十四条第一項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所（以下「指定短期入所生活介護事業所等」という。）を「指定短期入所生活介護事業所」に改め、同条第十一項中「又は指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）を「指定地域密着型サービス基準」に、「若しくは指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十六号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。）を「又は指定地域密着型介護予防サービス基準」に改める。

第四十七条中「、第三十一条及び第三十一条の二」を「及び第三十一条から第三十一条の三まで」に、「第三十一条の二まで」を「第三十一条の三まで」に改める。

第五十条中「、第三十一条の二」を「から第三十一条の三まで」に、「第三十一条の二まで」を「第三十一条の三まで」に改める。

(岐阜県指定居室サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部改正)

第四条 岐阜県指定居室サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例(平成二十四年岐阜県条例第七十七号)の一部を次のように改正する。

第七条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第二十三条第三項中第四号を第六号とし、第三号を第五号とし、第二号の次に次の二号を加える。

三 当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行わないこと。

四 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その時の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

第二十九条中第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続

第三十二条第一項中「重要事項」の下に「(以下この条において単に「重要事項」という。)を加え、同条第二項中「前項の」を削り、「同項」を「前項」に改め、同条第三項中「第一項の重要事項について、指定訪問介護事業所のホームページに掲載する等周知に努めなければ」を「原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければ」に改める。

第四十条第二項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 第二十三条第三項第四号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その時の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第四十二条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第五十条第二項中第五号を第七号とし、第四号を第六号とし、第三号を第五号とし、第二号の次に次の二号を加える。

三 当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。

四 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その時の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

第五十四条第二項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 第五十条第二項第四号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その時の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第七十一条第二号中「第四号」の下に「及び第八号」を加える。

第八十条第二号及び第八十八条第二号中「及び第六号」を「第六号及び第八号」に改める。

第九十五条第二項中第四号を第六号とし、第三号を第五号とし、第二号の次に次の二号を加える。

三 当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。

四 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その時の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

第一百零二条第二項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 第九十五条第二項第四号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その時の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第一百五条中「同項第三号」を「同項第四号」に、「同項第四号」を「同項第五号」に改める。

第一百三十一条第五号中「及び第六号」を「第六号及び第八号」に改める。

第一百四十二条第四項中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）」を「身体的拘束等」に改め、同条中第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6 指定短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。この場合においては、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第一百五十一条中第六号を削り、第七号を第六号とする。

第一百五十三条の次に次の一条を加える。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第一百五十三条の二 指定短期入所生活介護事業者は、当該指定短期入所生活介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定短期入所生活介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的開催しなければならない

ない。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

第六十条中第八項を第九項とし、第七項の次に次の一項を加える。

8 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に行うこと。

第六十五条中第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、管理者に、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めさせなければならない。

第七十五条第一項第二号を削り、同項第三号中「（前号に該当するものを除く。）」を削り、同号を同項第二号とし、同項第四号中「前二号」を「前号」に改め、「及び入院患者」を削り、同号を同項第三号とし、同項第五号を同項第四号とする。

第七十六条第一項第二号を削り、同項第三号中「（指定介護療養型医療施設であるものを除く。）」を削り、同号を同項第二号とし、同項第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、同条第二項中「前項第四号」を「前項第三号」に改める。

第七十七条中「、診療所」を「又は診療所」に改め、「又は病院の老人性認知症疾患療養病棟（健康保険法等の一部を改正する法律附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成二十三年政令第三百七十五号）第一条の規定による改正前の政令第四条第二項に規定する病床により構成される病棟をいう。以下同じ。）」を削る。

第七十九条中第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6 指定短期入所療養介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に行うこと。

第百八十六条中第五号を削り、第六号を第五号とする。

第百八十七条第二号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は老人性認知症疾患療養病棟を有する病院」を削り、「又は老人性認知症疾患療養病棟に」を「に」に改める。

第百八十九条中「及び第百五十三条」を「、第百五十三条及び第百五十三条の二」に改める。

第百九十二条第一項中「ユニット型指定短期入所療養介護の」を「介護老人保健施設であるユニット型指定短期入所療養介護の」に、「次の各号に掲げるユニット型指定短期入所生活介護事業所の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める施設又は設備」を「法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護老人保健施設に関するものに限る。）」に改め、同項各号を削り、同条第二項中「第百八十三条第一項に規定する設備」を「第百八十三条第一項から第七項までに規定する設備」に、「前項」を「前各項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第一項の次に次の六項を加える。

2 療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所には、次に掲げる設備を設けなければならない。

一 ユニット

二 浴室

三 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備

3 療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所には、次に掲げる設備を設けなければならない。

一 ユニット

二 浴室

三 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備

4 介護医療院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所には、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院に関するものに限る。）を設けなければならない。

5 療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所又は療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所の設備の基準は、次に掲げるところによる。

一 ユニット

イ 病室

(1) 一の病室の定員は、一人とすること。ただし、利用者への指定短期入所療養介護の提供上必要と認められる場合は、二人とすることができる。

(2) いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの利用者の定員は、原則としておおむね十人

以下とし、十五人を超えないものとする。

- (3) 一の病室の床面積等は、十・六五平方メートル以上とすること。ただし、(1)ただし書の場合にあつては、二十一・三平方メートル以上とすること。
- (4) ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

ロ 共同生活室

- (1) いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。
- (2) 一の共同生活室の床面積は、二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

- (3) 必要な設備及び備品を備えること。

ハ 洗面設備

- (1) 病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
- (2) 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

ニ 便所

- (1) 病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
- (2) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

二 廊下 幅は、一・八メートル（中廊下にあつては、二・七メートル）以上とすること。

三 機能訓練室

イ 療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所に設ける機能訓練室は、内法による測定で四十平方メートル以上の床面積を有し、必要な器械及び器具を備えること。

ロ 療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所に設ける機能訓練室は、機能訓練を行うために十分な広さを有し、必要な器械及び器具を備えること。

四 浴室 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

6 前項第二号から第四号までに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定短期入所療養介護事業所の用に供するものでなければならぬ。ただし、利用者に対する指定短期入所療養介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

7 第五項第一号ロに掲げる共同生活室は、岐阜県内の病院及び診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例（平成二十四年岐阜県条例第六十号）第六条第三号又は第八条に規定する食堂とみなす。

第九百九十四条中第八項を第九項とし、第七項の次に次の一項を加える。

8 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げ

る措置を講じなければならない。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第九十九条中第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、管理者に、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めさせなければならない。

第二百条中第二号を削り、第三号を第二号とする。

第二百三条に次の一項を加える。

9 次に掲げる要件の全てを満たす場合における第一項第二号イ及び第二項第二号イの規定の適用については、これらの規定中「一」とあるのは、「〇・九」とする。

一 第二百二十一条において準用する第五百十三条の二に規定する委員会において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。

イ 利用者の安全及びケアの質の確保

ロ 特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮

ハ 緊急時の体制整備

ニ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器（次号において「介護機器」という。）の定期的な点検

ホ 特定施設従業者に対する研修

二 介護機器を複数種類活用していること。

三 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資するため、特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。

四 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する取組により、介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。

第二百十二条の次に次の一条を加える。

（口腔衛生の管理）

第二百十二条の二 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、利用者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第二百十六条中第七号を削り、第八号を第七号とする。

- 2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定により協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるよう努めなければならない。
 - 一 利用者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。
 - 二 当該指定特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。
 - 3 指定特定施設入居者生活介護事業者は、一年に一回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、知事に届け出なければならない。
 - 4 指定特定施設入居者生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第八項に規定する指定感染症又は同条第九項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。
 - 5 指定特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
 - 6 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定特定施設に速やかに入居させることができるよう努めなければならない。
- 第二百二十一条中「及び第百四十六条」を、「第百四十六条及び第百五十三条の二」に改める。
- 第二百三十六条第三項中第六号を第九号とし、第五号を第八号とし、同号の前に次の二号を加える。
- 六 当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。
 - 七 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その時の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。
- 第二百三十六条第三項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、同号の前に次の一号を加える。
- 二 法第八条第十二項に規定する厚生労働大臣が定める福祉用具及び同条第十三項に規定する特定福祉用具のいずれにも該当する福祉用具（以下「対象福祉用具」という。）に係る

指定福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者が指定福祉用具貸与又は指定特定福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状態等を踏まえ、提案を行うこと。

第二百三十七条第一項中「内容」の下に「福祉用具貸与計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行う時期」を加え、「作成されなければ」を「作成させなければ」に改め、同条第二項第四号中「福祉用具貸与計画の作成後、当該福祉用具貸与計画の実施状況の把握を行い」を「モニタリングの結果を踏まえ」に、「当該福祉用具貸与計画の変更」を「福祉用具貸与計画の変更」に改め、同号を同項第六号とし、同項第三号の次に次の二号を加える。

四 福祉用具貸与計画の作成後、モニタリングを行うこと。ただし、対象福祉用具に係る指定福祉用具貸与の提供に当たっては、福祉用具貸与計画に基づくサービス提供の開始時から六月以内に少なくとも一回モニタリングを行い、その継続の必要性について検討を行うものとする。

五 モニタリングの結果を記録し、当該記録をサービスの提供に係る居宅サービス計画を作成した指定居宅介護支援事業者に報告すること。

第二百三十七条第三項中「同項第四号」を「同項第六号」に改める。

第二百四十二条第一項中「重要事項」の下に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第二項中「前項の」を削り、「同項」を「前項」に改め、同条第三項中「第一項の重要事項について、指定福祉用具貸与事業所のホームページに掲載する等周知に努めなければ」を「原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければ」に改める。

第二百四十三条第二項中第六号を第七号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 第二百三十六条第三項第七号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その時の利用者の心身の状態並びに緊急やむを得ない理由の記録

第二百五十三条中第四号を第八号とし、同号の前に次の三号を加える。

五 対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、販売した福祉用具の使用状況を確認するよう努めるとともに、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行うよう努めること。

六 当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。

七 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その時の利用者の心身の状態並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

第二百五十三条中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、同号の前に次の一号を加える。

二 対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者が指定福祉用具貸与又は指定特定福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体状況等を踏まえ、提案を行うこと。

第二百五十四条の見出し中「作成」を「作成等」に改め、同条中「作成しなければ」を「作成させなければ」に改め、同条各号を削り、同条に次の二項を加える。

2 指定特定福祉用具販売事業者は、福祉用具専門相談員に、次に掲げるところにより、特定福祉用具販売計画を作成させなければならない。

一 既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成すること。

二 その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ること。

三 特定福祉用具販売計画を作成した場合には、当該特定福祉用具販売計画を利用者に交付すること。

3 指定特定福祉用具販売事業者は、対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、福祉用具専門相談員に、特定福祉用具販売計画の作成後、当該特定福祉用具販売計画に記載した目標の達成状況の確認を行わせるものとする。

第二百五十五条第二項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 第二百五十三条第七号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その時の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

附則第三項中「（平成二十四年岐阜県条例第六十号）」を削る。

第五条 岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

第六十一条第一項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第六十六条第二項中第五号を第七号とし、第四号を第六号とし、第三号を第五号とし、第二号の次に次の二号を加える。

三 当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。

四 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その時の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

第七十一条第二号中「及び第八号」を削る。

第七十二条第二項中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 第六十六条第二項第四号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その時の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第七十五条第三項中、「指定介護予防サービス等基準条例第七十七条第一項」の下に「から第三項まで」を加え、「第一項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 指定訪問リハビリテーション事業所が法第七十二条第一項の規定により法第四十一条第一項本文の指定があつたものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合については、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十号。以下「介護老人保健施設基準」という。）第二条（医師の員数に係る部分に限る。）及び岐阜県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成二十四年岐阜県条例第八十号。以下「介護老人保健施設基準条例」という。）第四条に規定する人員に関する基準又は介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成三十年厚生労働省令第五号。以下「介護医療院基準」という。）第四条（医師の員数に係る部分に限る。）及び岐阜県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成三十年岐阜県条例第二十二号。以下「介護医療院基準条例」という。）第四条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第七十八条第二項中第四号を第六号とし、第三号を第五号とし、第二号の次に次の二号を加える。

三 当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。

四 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その時の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

第七十九条第二項中「医師又は」を「医師及び」に、「若しくは」を「又は」に改め、同項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したりハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握すること。

第八十条第二号中「第六号及び第八号」を「及び第六号」に改める。

第八十一条第二項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 第七十八条第二項第四号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その時の利用者の

心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第八十七条第二項中第七号を第九号とし、第四号から第六号までを二号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の二号を加える。

四 当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。

五 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その時の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

第八十七条第三項中第七号を第九号とし、第三号から第六号までを二号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の二号を加える。

三 当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。

四 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その時の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

第八十七条第四項中第四号を第六号とし、第三号を第五号とし、第二号の次に次の二号を加える。

三 当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。

四 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その時の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

第八十八条第二号中「、第六号及び第八号」を「及び第六号」に改める。

第八十九条第二項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 第八十七条第二項第五号、第三項第四号及び第四項第四号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その時の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第二百二十六条第四項中「第三項」を「第四項」に、「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 指定通所リハビリテーション事業所が法第七十二条第一項の規定により法第四十一条第一項本文の指定があつたものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合については、介護老人保健施設基準第二条（医師の員数に係る部分に限る。）及び介護老人保健施設基準条例第四条に規定する人員に関する基準又は介護医療院基準第四条（医師の員数に係る部分に限る。）及び介護医療院基準条例第四条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第二百二十八条第二項中第三号を第五号とし、第二号の次に次の二号を加える。

三 当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除

き、身体的拘束等を行わないこと。

四 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その時の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

第二百二十九条第二項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したりリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握すること。

第三百三十一条第五号中、「第六号及び第八号」を「及び第六号」に改める。

第三百三十三条第二項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 第二百二十八条第二項第四号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その時の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第七百七十六条第一項第一号中「岐阜県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成二十四年岐阜県条例第八十号）」を「介護老人保健施設基準条例」に改め、同項第四号中「介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成三十年厚生労働省令第五号）」を「介護医療院基準」に改める。

（岐阜県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部改正）

第六条 岐阜県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成二十四年岐阜県条例第七十八号）の一部を次のように改正する。

第四十九条の二ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第五十四条中第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 緊急やむを得ない場合に身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行う際の手続

第五十四条の四第一項中「重要事項」の下に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第二項中「前項の」を削り、「同項」を「前項」に改め、同条第三項中「第一項の重要事項について、指定介護予防訪問入浴介護事業所のホームページに掲載する等周知に努めなければ」を「原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければ」に改める。

第五十五条第二項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 第五十七条第四項第四号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その時の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第五十七条第四項中第五号を第七号とし、第四号を第六号とし、第三号を第五号とし、第二号の次に次の二号を加える。

三 当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。

四 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その時の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

第五十八条の二ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第七十条第二号中「及び第六号」を「第六号及び第九号」に改める。

第八十条第二号中「及び第七号」を「第七号及び第九号」に改める。

第八十三条第五項第一号中「第二条」を「第二条第一項」に改め、「担当職員」の下に「及び同条第二項に規定する介護支援専門員」を加える。

第八十九条第二号及び第百十五条第四号中「及び第七号」を「第七号及び第九号」に改める。

第三百三十条第一項中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）」を「身体的拘束等」に改め、同条に次の一項を加える。

3 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第三百三十二条中第五号を削り、第六号を第五号とする。

第三百三十三条第二項中「第二条」を「第二条第一項」に改め、「担当職員」の下に「及び同条第二項に規定する介護支援専門員」を加え、「前項各号」を「同項各号」に改める。

第三百三十四条の次に次の一条を加える。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第三百三十四条の二 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的に開催しなければならない。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活

用して行うことができるものとする。

第百五十条中第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、管理者に、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めさせなければならない。

第百六十五条第一項第二号を削り、同項第三号中「(前号に該当するものを除く。)」を削り、同号を同項第二号とし、同項第四号中「前二号」を「前号」に改め、「及び入院患者」を削り、同号を同項第三号とし、同項第五号を同項第四号とする。

第百六十六条第一項第二号を削り、同項第三号中「(指定介護療養型医療施設であるものを除く。)」を削り、同号を同項第二号とし、同項中第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、同条第二項中「前項第四号」を「前項第三号」に改める。

第百六十七条中「、診療所」を「又は診療所」に改め、「又は病院の老人性認知症疾患療養病棟(健康保険法等の一部を改正する法律附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(平成二十三年政令第三百七十五号)第一条の規定による改正前の政令第四条第二項に規定する病床により構成される病棟をいう。以下同じ。)」を削る。

第百六十九条に次の一項を加える。

3 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第百七十条中第五号を削り、第六号を第五号とする。

第百七十一条第二号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は老人性認知症疾患療養病棟を有する病院」を削り、「又は老人性認知症疾患療養病棟に」を「に」に改める。

第百七十三条中「及び第百三十四条」を「、第百三十四条及び第百三十四条の二」に改める。

第百八十三条第一項中「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の」を「介護老人保健施設であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護の」に、「次の各号に掲げるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める設備」を「法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備(ユニット型介護老人保健施設に関するものに限る。)」に改め、同項各号を削り、同条第二項中「第百九十二条第一項に規定

する設備」を「第九十二条第一項から第七項までに規定する設備」に、「前項」を「前各項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第一項の次に次の六項を加える。

2 療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所には、次に掲げる設備を設けなければならない。

一 ユニット

二 浴室

三 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備

3 療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所には、次に掲げる設備を設けなければならない。

一 ユニット

二 浴室

三 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備

4 介護医療院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所には、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院に関するものに限る。）を設けなければならない。

5 療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所又は療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備の基準は、次に掲げるところによる。

一 ユニット

イ 病室

(1) 一の病室の定員は、一人とすること。ただし、利用者への指定介護予防短期入所療養介護の提供上必要と認められる場合は、二人とすることができる。

(2) いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの利用者の定員は、原則としておおむね十人以下とし、十五人を超えないものとする。

(3) 一の病室の床面積等は、十・六五平方メートル以上とすること。ただし、(1)ただし書の場合にあつては、二十一・三平方メートル以上とすること。

(4) ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

ロ 共同生活室

(1) いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

(2) 一の共同生活室の床面積は、二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

(3) 必要な設備及び備品を備えること。

ハ 洗面設備

- (1) 病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
- (2) 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

ニ 便所

- (1) 病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
- (2) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

二 廊下 幅は、一・八メートル（中廊下にあつては、二・七メートル）以上とすること。

三 機能訓練室

イ 療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所に設ける機能訓練室は、内法による測定で四十平方メートル以上の床面積を有し、必要な器械及び器具を備えること。

ロ 療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所に設ける機能訓練室は、機能訓練を行うために十分な広さを有し、必要な器械及び器具を備えること。

四 浴室 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

6 前項第二号から第四号までに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の用に供するものでなければならぬ。ただし、利用者に対する指定介護予防短期入所療養介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

7 第五項第一号ロに掲げる共同生活室は、岐阜県内の病院及び診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例（平成二十四年岐阜県条例第六十号）第六条第三号又は第八条に規定する食堂とみなす。

第九百八十六条中第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、管理者に、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めさせなければならない。

第九百八十七条中第二号を削り、第三号を第二号とする。
第九百九十五条に次の一項を加える。

9 次に掲げる要件の全てを満たす場合における第一項第二号イ及び第二項第二号イの規定の適用については、これらの規定中「一」とあるのは、「〇・九」とする。

一 第二百八条において準用する第三百三十四条の二に規定する委員会において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。

イ 利用者の安全及びケアの質の確保

ロ 介護予防特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮

ハ 緊急時の体制整備

ニ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器（次号において「介護機器」という。）の定期的な点検

ホ 介護予防特定施設従業者に対する研修

二 介護機器を複数種類活用していること。

三 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資するため、介護予防特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。

四 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する取組により、介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。

第二百一条の次に次の一条を加える。

（口腔衛生の管理）

第二百一条の二 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、利用者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第二百三条中第七号を削り、第八号を第七号とする。

第二百五条中第二項を第七項とし、第一項の次に次の五項を加える。

2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定により協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるよう努めなければならない。

一 利用者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。

二 当該指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。

3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、一年に一回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、知事に届け出なければならない。

4 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第八項に規定する指定感染症又は同条第九項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

5 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護予防特定施設に速やかに入居させることができるよう努めなければならない。

第二百八条中「第五十四条の十一まで（第五十四条の九第二項を除く。）」を「第五十四条の八まで、第五十四条の十から第五十四条の十一まで」に、「及び第三百三十三条の二」を「、第三百三十三条の二及び第三百三十四条の二」に、「第五十四条の十の二第一号及び第三号並びに第五十四条の四第一項」を「第五十四条の四第一項並びに第五十四条の十の二第一号及び第三号」に、「同項」を「第五十四条の四第一項」に改める。

第二百二十四条中「第五十四条の十一まで（第五十四条の九第二項を除く。）」を「第五十四条の八まで、第五十四条の十から第五十四条の十一まで」に、「第二百条から第二百二条まで」を「第二百条、第二百一条、第二百二条」に改める。

第二百三十五条第一項中「重要事項」の下に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第二項中「前項の」を削り、「同項」を「前項」に改め、同条第三項中「第一項の重要事項について、指定介護予防福祉用具貸与事業所のホームページに掲載する等周知に努めなければ」を「原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければ」に改める。

第二百三十六条第二項中第六号を第七号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 第二百三十八条第四項第九号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その時の利用者^一の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第二百三十八条第四項中第七号を第十号とし、同号の前に次の二号を加える。

八 当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。

九 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その時の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

第二百三十八条第四項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、同号の前に次の一号を加える。

四 法第八条の第二十項に規定する厚生労働大臣が定める福祉用具及び同条第十一項に規定する特定介護予防福祉用具のいずれにも該当する福祉用具（以下「対象福祉用具」という。）に係る指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者が指定介護予防福祉用具貸与又は指定特定介護予防福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状態等を踏まえ、提

案を行うこと。

第二百三十九条第一項中「期間」の下に「介護予防福祉用具貸与計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行う時期」を加え、同条第二項第四号中「当該介護予防福祉用具貸与計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）」を「モニタリング」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、対象福祉用具に係る指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、介護予防福祉用具貸与計画に基づくサービス提供の開始時から六月以内に少なくとも一回モニタリングを行い、その継続の必要性について検討を行うものとする。

第二百四十八条第二項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 第二百五十条第四項第八号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その時の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第二百五十条第四項中第五号を第九号とし、同号の前に次の三号を加える。

六 対象福祉用具に係る指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、販売した福祉用具の使用状況を確認するよう努めるとともに、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行うよう努めること。

七 当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。

八 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その時の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

第二百五十条第四項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、同号の前に次の一号を加える。

三 対象福祉用具に係る指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、利用者が指定介護予防福祉用具貸与又は指定特定介護予防福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状態等を踏まえ、提案を行うこと。

第二百五十一条第一項中「作成しなければ」を「作成させなければ」に改め、同条に次の一項を加える。

3 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、対象福祉用具に係る指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、福祉用具専門相談員に、特定介護予防福祉用具販売計画の作成後、当該指定介護予防福祉用具販売計画に記載した目標の達成状況の確認を行わせるものとする。

附則第四項中「(平成二十四年岐阜県条例第六十号)」を削る。

第七条 岐阜県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

第六十三条第一項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第七十条第二号中「、第六号及び第九号」を「及び第六号」に改める。

第七十一条第二項中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 第七十三条第五項第五号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その時の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第七十三条第五項中第五号を第七号とし、第四号を第六号とし、第三号の次に次の二号を加える。

四 当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。

五 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その時の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

第七十七条第三項中「、指定居宅サービス等基準条例第七十五条第一項」の下に「から第三項まで」を加え、「第一項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が法第一百五十五条の十一において準用する法第七十二条第一項の規定により法第五十三条第一項本文の指定があったものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合については、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成十一年厚生省令第四十号。以下「介護老人保健施設基準」という。)(第二条(医師の員数に係る部分に限る。))及び岐阜県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成二十四年岐阜県条例第八十号。以下「介護老人保健施設基準条例」という。)(第四条に規定する人員に関する基準又は介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成三十年厚生労働省令第五号。以下「介護医療院基準」という。)(第四条(医師の員数に係る部分に限る。))及び岐阜県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(平成三十年岐阜県条例第二十三号。以下「介護医療院基準条例」という。)(第四条に規定する人員に関する基準を満たすことをもつて、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。)

第八十条第二号中「、第七号及び第九号」を「及び第七号」に改める。

第八十一条第二項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 第八十三条第五項第五号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その時の利用者の

心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第八十三条第五項中第四号を第六号とし、第三号の次に次の二号を加える。

四 当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。

五 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その時の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

第八十四条第二項中「第四号」を「第五号」に改め、同項中第七号を第八号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る介護予防訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したりリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握すること。

第八十四条第三項中「第三号」を「第四号」に改め、同条第四項中「第二項第七号」を「第二項第八号」に改める。

第八十九条第二号中「第七号及び第九号」を「及び第七号」に改める。

第九十条第二項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 第九十二条第四項第四号、第五項第四号及び第六項第四号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その時の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第九十二条第四項中第七号を第九号とし、第四号から第六号までを二号ずつ繰り下げ、同項第三号中「前号」を「第二号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第二号の次に次の二号を加える。

三 当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。

四 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その時の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

第九十二条第五項中第七号を第九号とし、第三号から第六号までを二号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の二号を加える。

三 当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。

四 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その時の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

第九十二条第六項中第四号を第六号とし、第三号を第五号とし、第二号の次に次の二号を加える。

三 当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除

き、身体的拘束等を行わないこと。

四 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その時の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

第一百十二条第四項中「第三項」を「第四項」に、「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が法第十五条の十一において準用する法第七十二条第一項の規定により法第五十三条第一項本文の指定があつたものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合については、介護老人保健施設基準第二条（医師の員数に係る部分に限る。）及び介護老人保健施設基準条例第四条に規定する人員に関する基準又は介護医療院基準第四条（医師の員数に係る部分に限る。）及び介護医療院基準条例第四条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第一百五号第四号中「第七号及び第九号」を「及び第七号」に改める。

第一百七号第二項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 第一百十九条第五項第五号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その時の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第一百十九条第五項中第四号を第六号とし、第三号の次に次の二号を加える。

四 当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。

五 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その時の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

第二百二十条第二項中第六号を第七号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る介護予防通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握すること。

第二百二十条第三項中「第三号」を「第四号」に改め、同条第四項中「第二項第六号」を「第二項第七号」に改める。

第六十六号第一項第一号中「岐阜県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成二十四年岐阜県条例第八十号）」を「介護老人保健施設基準条例」に改め、同項第四号中「介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成三十年厚生労働省令第五号）」を「介護医療院基準」に改める。

（岐阜県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部改

正)

第八条 岐阜県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成二十四年岐阜県条例第七十九号）の一部を次のように改正する。

第五条第九項中「平成十八年厚生労働省令第三十四号」の下に「。以下「指定地域密着型サービス基準」という。」を加え、同条に次の三項を加える。

10 指定介護老人福祉施設（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号）第二条第二項の規定により公示された過疎地域に所在し、かつ、入所定員が三十人の指定介護老人福祉施設に限る。以下この条において同じ。）に岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成二十四年岐阜県条例第七十七号。次項において「指定居宅サービス等基準条例」という。）第三百三十六条第一項に規定する指定短期入所生活介護事業所又は岐阜県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成二十四年岐阜県条例第七十八号）第二百二十四条第一項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所（以下この項及び次項において「指定短期入所生活介護事業所等」という。）が併設される場合においては、当該指定短期入所生活介護事業所等の医師については、当該指定介護老人福祉施設の医師により当該指定短期入所生活介護事業所等の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

11 指定介護老人福祉施設に指定居宅サービス等基準条例第九十二条第一項に規定する指定通所介護事業所、指定短期入所生活介護事業所等、指定地域密着型サービス基準第二十条第一項に規定する指定地域密着型通所介護事業所、指定地域密着型サービス基準第四十二条第一項に規定する併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所又は指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十六号）第五条第一項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員については、当該指定介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

12 指定介護老人福祉施設に指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定地域密着型サービス基準第一百七十一条第一項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が併設される場合においては、当該指定介護老人福祉施設の介護支援専門員については、当該併設される事業所の介護支援専門員により当該指定介護老人福祉施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

第二十五条の二中「医師」の下に「及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関」を加え、同条に次の一項を加える。

2 指定介護老人福祉施設は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、一年に一回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

第二十六条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第三十四条の見出しを「（協力医療機関等）」に改め、同条第一項中「入院治療を必要とする入所者のために」を「入所者の病状の急変等に備えるため」に、「協力病院」を「次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第三号に掲げる要件を満たす協力医療機関にあつては、病院に限る。）」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

一 入所者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。

二 当該指定介護老人福祉施設からの診療の求めがあつた場合において、診療を行う体制を常時確保していること。

三 入所者の病状が急変した場合等において、当該指定介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

第三十四条中第二項を第六項とし、第一項の次に次の四項を加える。

2 指定介護老人福祉施設は、一年に一回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、知事に届け出なければならない。

3 指定介護老人福祉施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第八項に規定する指定感染症又は同条第九項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

4 指定介護老人福祉施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

5 指定介護老人福祉施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護老人福祉施設

設に速やかに入所させることができるよう努めなければならない。

第三十五条第一項中「協力病院」を「協力医療機関」に改め、「重要事項」の下に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第二項中「前項の」を削り、「同項」を「前項」に改め、同条第三項中「第一項の重要事項について、当該指定介護老人福祉施設のホームページに掲載する等周知に努めなければ」を「原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければ」に改める。

第四十一条の二の次に次の一条を加える。

（入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第四十一条の三 指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護老人福祉施設における入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的開催しなければならぬ。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

第五十三条中第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 ユニット型指定介護老人福祉施設は、管理者に、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めさせなければならない。

（岐阜県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第九条 岐阜県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成二十四年岐阜県条例第八十号）の一部を次のように改正する。

第四条第五項第三号中、「栄養士」を「又は栄養士」に改め、「又は介護支援専門員（健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の法第四十八条第一項第三号に規定する指定介護療養型医療施設の場合に限る。）」を削る。

第十九条第一項中「協力病院」を「協力医療機関」に改める。

第二十六条ただし書中「同一敷地内にある」を削り、「サテライト型居住施（」を「サテライト型居住施設（」に改める。

第三十四条の見出しを「（協力医療機関等）」に改め、同条第一項中「協力病院」を「次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第三号に掲げる要件を満たす協力医療機関にあつては、病院に限る。）」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

一 入所者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常

- 時確保していること。
- 二 当該介護老人保健施設からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。
- 三 入所者の病状が急変した場合等において、当該介護老人保健施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。
- 第三十四条中第二項を第六項とし、第一項の次に次の四項を加える。
- 2 介護老人保健施設は、一年に一回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、知事に届け出なければならない。
- 3 介護老人保健施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第八項に規定する指定感染症又は同条第九項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。
- 4 介護老人保健施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 5 介護老人保健施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該介護老人保健施設に速やかに入所させることができるよう努めなければならない。
- 第三十五条第一項中「協力病院」を「協力医療機関」に改め、「重要事項」の下に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第二項中「前項の」を削り、「同項」を「前項」に改め、同条第三項中「第一項の重要事項について、当該介護老人保健施設のホームページに掲載する等周知に努めなければ」を「原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければ」に改める。
- 第四十条の二の次に次の一条を加える。
- （入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）
- 第四十条の三 介護老人保健施設は、当該介護老人保健施設における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該介護老人保健施設における入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的に開催しなければならない。この場合において、当該委員会
は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

第五十二条中第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 ユニット型介護老人保健施設は、管理者に、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めさせなければならない。

(岐阜県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第十条 岐阜県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(平成三十年岐阜県条例第二十三号)の一部を次のように改正する。

第十九条第一項中「協力病院」を「協力医療機関」に改める。

第二十六条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第三十四条の見出しを「(協力医療機関等)」に改め、同条第一項中「協力病院」を「次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関(第三号に掲げる要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。)」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

一 入所者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。

二 当該介護医療院からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。

三 入所者の病状が急変した場合等において、当該介護医療院の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

第三十四条中第二項を第六項とし、第一項の次に次の四項を加える。

2 介護医療院は、一年に一回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、知事に届け出なければならない。

3 介護医療院は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関(次項において「第二種協定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症(同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第八項に規定する指定感染症又は同条第九項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

4 介護医療院は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

5 介護医療院は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該介護医療院に速やかに入所させることができるよう努めなければならない。

第三十五条第一項中「協力病院」を「協力医療機関」に改め、「重要事項」の下に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第二項中「前項の」を削り、「同項」を「前項」に改め、同条第三項中「第一項の重要事項について、当該介護医療院のホームページに掲載する等周知に努めなければ」を「原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければ」に改める。

第四十条の二の次に次の一条を加える。

（入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第四十条の三 介護医療院は、当該介護医療院における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該介護医療院における入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的に開催しなければならない。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

第五十二条中第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 ユニット型介護医療院は、管理者に、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めさせなければならない。

（岐阜県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第十一条 岐阜県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例（令和三年岐阜県条例第十二号）の一部を次のように改正する。

附則第二項及び第三項を次のように改める。

（虐待の防止に係る経過措置）

2 この条例の施行の日から令和九年三月三十一日までの間、第四条の規定による改正後の岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（以下「新指定居宅サービス等基準条例」という。）第四第三条（新指定居宅サービス等基準条例第九十条において準用する場合に限る。）並びに第五条の規定による改正後の岐阜県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（以下「新指定介護予防サービス等基準条例」という。）第八十四条第一項に規定する指定居宅療養管理指導事業者に適用される場合に限る。）及び第三十八条の二（新指定居宅サービス等基準条例第九十条において準用する場合に限る。）並びに第五条の規定による改正後の岐阜県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（以下「新指定介護予防サービス等基準条例」という。）第四第三条（新指定介護予防サービス等基準条例第八十六条第一項に規定する指定介護予防居宅療養管理指導事業者に適用される場合に限る。）及び第五十四条の十の二（新指定介護予防サービス等基準条例第九十一条において準用する場合に限る。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とし、新指定居宅サービス等基準条例第八十八条及び新指定介護予防サービス等基準条例第八

十九条の規定の適用については、これらの規定中「次に」とあるのは「虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。

（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

3 この条例の施行の日から令和九年三月三十一日までの間、新指定居宅サービス等基準条例第三十条の二（新指定居宅サービス等基準条例第九十条において準用する場合に限る。）及び新指定介護予防サービス等基準条例第五十四条の二の二（新指定介護予防サービス等基準条例第九十一条において準用する場合に限る。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

附則第四項から第六項までを削る。

附則第七項の前の見出しを削り、同項中「新特別養護老人ホーム基準条例第三十五条第四項第一号イ(2)」を「第三条の規定による改正後の岐阜県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新特別養護老人ホーム基準条例」という。）第三十五条第四項第一号イ(2)」に改め、同項を附則第四項とし、同項の前の見出しとして「（ユニットに係る経過措置）」を付する。

附則第八項中「、新指定介護老人福祉施設基準条例」を「及び第六条の規定による改正後の岐阜県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（以下「新指定介護老人福祉施設基準条例」という。）」に改め、「及び新指定介護療養型医療施設基準条例第四十四条第二項第一号イ(2)（新指定介護療養型医療施設基準条例第四十五条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）」を削り、同項の表新指定介護療養型医療施設基準条例第四十四条第二項第一号イ(2)（新指定介護療養型医療施設基準条例第四十五条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）の部を削り、同項を附則第五項とする。

附則第九項中「、第六条」を「並びに第六条」に改め、「並びに第八条の規定による改正前の岐阜県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下この号において「旧指定介護療養型医療施設基準条例」という。）第四十四条第二項第一号イ(4)（旧指定介護療養型医療施設基準条例第四十五条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）」を削り、同項を附則第六項とする。

附則第十項から第十二項までを削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五条及び第七条の規定 令和六年六月一日

- 2 第一条の規定（岐阜県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例第二十八条第三項の改正規定に限る。） 第四条の規定（岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）第三十二条第三項及び第二百四十二条第三項の改正規定に限る。） 第六条の規定（岐阜県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（以下「指定介護予防サービス等基準条例」という。）第五十四条の四第三項及び第二百三十五条第三項の改正規定に限る。） 第八条の規定（岐阜県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（以下「指定介護老人福祉施設基準条例」という。）第三十五条第三項の改正規定に限る。） 第九条の規定（岐阜県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（以下「介護老人保健施設基準条例」という。）第三十五条第三項の改正規定に限る。） 及び第十条の規定（岐阜県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（以下「介護医療院基準条例」という。）第三十五条第三項の改正規定に限る。） 令和七年四月一日
- 2 岐阜県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年岐阜県条例第八十一号）は、廃止する。
（身体的拘束等の適正化に係る経過措置）
- 3 この条例の施行の日から令和七年三月三十一日までの間、第四条の規定による改正後の指定居宅サービス等基準条例（以下「新指定居宅サービス等基準条例」という。）第四百二十二条第六項（新指定居宅サービス等基準条例第六十七條の三及び第七十三條において準用する場合を含む。）、第六十條第八項、第七十九條第六項及び第九十四條第八項並びに第六條の規定による改正後の指定介護予防サービス等基準条例（以下「新指定介護予防サービス等基準条例」という。）第三百三十條第三項（新指定介護予防サービス等基準条例第五十二條、第三百五十七條の三及び第六十三條において準用する場合を含む。）及び第六十九條第三項（新指定介護予防サービス等基準条例第八十八條において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。
（協力医療機関との連携に関する経過措置）
- 4 この条例の施行の日から令和九年三月三十一日までの間、第二条の規定による改正後の岐阜県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例第二十五条第一項、第三条の規定による改正後の岐阜県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新特別養護老人ホーム基準条例」という。）第二十七條第一項（新特別養護老人ホーム基準条例第四十二條、第四十七條及び第五十條において準用する場合を含む。）、第八条の規定による改正後の指定介護老人福祉施設基準条例（以下「新指定介護老人福祉施設基準条例」とい

う。)第三十四条第一項(新指定介護老人福祉施設基準条例第五十五条において準用する場合を含む。)、第九条の規定による改正後の介護老人保健施設基準条例(以下「新介護老人保健施設基準条例」という。)、第三十四条第一項(新介護老人保健施設基準条例第五十四条において準用する場合を含む。)、及び第十条の規定による改正後の介護医療院基準条例(以下「新介護医療院基準条例」という。)、第三十四条第一項(新介護医療院基準条例第五十四条において準用する場合を含む。)、の規定の適用については、これらの規定中「定めておかなければ」とあるのは、「定めておくよう努めなければ」とする。

(入所者等の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置)

- 5 この条例の施行の日から令和九年三月三十一日までの間、新特別養護老人ホーム基準条例第三十一条の三(新特別養護老人ホーム基準条例第四十二条、第四十七条及び第五十条において準用する場合を含む。)、新指定居宅サービス等基準条例第五十三条の二(新指定居宅サービス等基準条例第六十七条、第六十七条の三、第七十三条、第八十九条(新指定居宅サービス等基準条例第二百一条において準用する場合を含む。))及び第二百二十一条において準用する場合を含む。)、新指定介護予防サービス等基準条例第三十四条の二(新指定介護予防サービス等基準条例第五十二条、第五十七条の三、第六十三条、第七十三条(新指定介護予防サービス等基準条例第八十八条において準用する場合を含む。))及び第二百八条において準用する場合を含む。)、新指定介護老人福祉施設基準条例第四十一条の三(新指定介護老人福祉施設基準条例第五十五条において準用する場合を含む。)、新介護老人保健施設基準条例第四十条の三(新介護医療院基準条例第五十四条において準用する場合を含む。))の規定の適用については、これらの規定中「しなれば」とあるのは、「するよう努めなければ」とする。

(口腔衛生の管理に係る経過措置)

- 6 この条例の施行の日から令和九年三月三十一日までの間、新指定居宅サービス等基準条例第二百十二条の二及び新指定介護予防サービス等基準条例第二百一条の二の規定の適用については、これらの規定中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

提案説明

軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、新興感染症の発生時等の対応を行う医療機関との連携を強化する等のため、この条例を定めようとする。